

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO.4474
'24年8月20日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
・文責 支部書記長

長崎地方最低賃金審議会答申出る 郵政最賃60円アップへ 8時間雇用で月1万円の給与増に！

おはようございます。
各地の地方最低賃金審議会が24年度の最低賃金（以下最賃）改正についての議論が進められています。

郵政ユニオンは、「最賃を上げれば、賃金は上がる」そして「最賃は上げられる！」を合言葉に、最賃の大幅引き上げを求めて取り組んでいます。

長中局支部でも本部の指示のもと、7月16日に大幅引き上げの「意見書」を提出。

その意見書をもとに、8月1日長崎労働局で開催された第2回審議会、労働者側の代表参考人として、佐田執行委員が意見陳述を行い、物価高騰に敗けない最賃引き上げの必要性を訴えてきました。

そして8月16日、第3回審議会で、中央の目安50円に長崎県独自の上乘せ額5円を加えて、24年度の最賃を953円とする答申が出されました。答申通り最賃が改正されると、1円単位を切り上げる郵政最賃は60円引き上げられ960円になります。

8時間雇用（月に約172時間）の場合、目安通りの50円の引き上げだと月に8600円です。しかし今回「5円の上乗せ」を勝ち取ったため、1円単位を切り上げる郵政最賃は60円上がることとなります。郵政最賃が上がると時給制社員の給与は連動する形で上がります。スキルCの社員でもスキルAの社員でも同じで現在の時給が60円引き上げられます。600円の時給アップは月の給与にすると10320

円になります。月に約1万円の給与増加は、今の生活が少しは改善されると思える、すごくインパクトがあることです。今回長中局支部は意見書の送付や審議会での意見陳述を行い、5円の上乗せを勝ち取りました。これは大きな成果です。



長崎県労連が意見陳述の際に提出した2024年度版の最低生計費試算では、長崎市在住で25歳の一人暮らしの若者が普通の暮らしをするためには、「男性で月額25万2099円、女性で25万4263円」が必要であると、試算が出ています。2019年と比較すると最低生計費は8.9%も上昇しています。憲法に定められている「文化的で最低限な生活」を営むには、8時間雇用でも1500円の最低賃金が必要ということになります。

長崎県長崎市若年単身世帯の最低生計費試算結果

調査年	2019年		2024年		
	男性	女性	男性	女性	
性別					
消費支出(注1)	164,737	168,907	180,760	182,724	
非消費支出(注2)	43,655	43,655	53,339	53,339	
予備費(注3)	16,400	16,800	18,000	18,200	
最低生計費(月額)	税抜	181,137	185,707	198,760	200,924
	税込	224,792	229,362	252,099	254,263
年額(税込)	2,697,504	2,752,344	3,025,191	3,051,160	
必要最低賃金額(時給・172時間換算)	1,306	1,333	1,465	1,478	

(注1)消費支出には食費、住居費、水道・光熱、家具・家事用品、被服・履物、保険医療、交通・通信、教養・娯楽、その他(注2)を含む。(注2)その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。(注3)非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

昨年、岸田政権が表明した「2030年半ばまでに全国加重平均1500円」への引き上げ。しかし食費や交通費、社会保険料、何もかもが値上がりしている現状では、2030年半ばに「全国加重平均1500円」では遅すぎます。郵政ユニオンは今すぐ1500円。どこでも1500円」を掲げ、これからの最低賃金の大幅引き上げと、全国一律での最低賃金の実現に向けて取り組みを続けていきます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員の正社員化を。

めげず、均等待遇を。

ユニオンは労基法裁判に勝利したんです！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら

